

日 薬 業 発 第 324 号
令 和 2 年 10 月 22 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る
一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）

標記について、財務省主計局給与共済課長から別添のとおり連絡がありました
のでお知らせいたします。

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期
間が令和2年12月末日までに延長となったことについては、令和2年10月20日付け
日薬業発第320号ほかにてお知らせしたところですが、今般、共済組合においても
引き続き延長されるとのことです。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、
貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

2.10.22
01

事務連絡
令和2年10月20日

日本薬剤師会会長 殿

財務省主計局給与共済課長
高田 英樹

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）

標記の件について、別添のとおり各共済組合に通知しましたので了知願います。
なお、貴関係機関、団体等に対する周知徹底方、よろしく願います。

<抄>

事務連絡
令和2年10月20日

各共済組合担当課長 殿

財務省主計局給与共済課長
高田 英樹

令和2年7月豪雨により被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の徴収の猶予等については、令和2年7月14日付け事務連絡「令和2年7月豪雨による被災した組合員等に係る一部負担金等の徴収の猶予等について（要請及び意向確認）」において、令和2年7月豪雨による被害の甚大な状況に鑑み、当面、令和2年10月末日までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、徴収を猶予（減免）していただくよう要請したところです。

現在の令和2年7月豪雨による被災地の状況に鑑み、この取扱いについては令和2年11月以降も引き続き、下記のとおり取扱うことを要請しますので、よろしくお取り計らい願います。

また、貴共済組合における一部負担金等の徴収の猶予等に係る取扱期間延長の意向について、別紙「意向調査票」により御回答いただきますようお願いいたします。

一部負担金等の徴収の猶予に係る取扱期間延長を実施すると御回答いただいた共済組合については、引き続き一部負担金等の徴収の猶予の対象となる共済組合として、全国の保険医療機関等に対して共済組合名を周知する予定としていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

回答に当たっては、令和2年10月21日（水）までに御報告をお願いします。

記

○ 一部負担金等の徴収の猶予をする期間の延長について

当面、令和2年10月末日までとされていた徴収の猶予について、共済組合の実情に応じて、令和2年12月末日まで引き続き延長していただきたいこと。

また、一部負担金等の免除を実施している共済組合においても同様に、共済組合の実情に応じて、免除期間を令和2年12月末日まで延長していただきたいこと。

(別紙)

意向調査票

組合名	共済組合
-----	------

(回答にあたっての留意事項)

○回答期限は令和2年10月21日(水)まで(可能な限り速やかに)となります。

○青いセルは必要事項を入力し、黄色のセルはリストから該当の番号を選択してください。

問1

貴共済組合に今回の令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者はいらっしゃいますか。

①いる ②いない ③把握していない

回答	
----	--

問2

今回の令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の徴収の猶予の要請を踏まえ、11月から12月末までの期間において、当該措置を引き続き実施しますか。

①実施する ②実施しない ③検討中

回答	
----	--

問3

令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者の一部負担金等の免除を、11月から12月末までの期間において、引き続き実施しますか。

①実施する ②実施しない ③検討中

回答	
----	--

問4

令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者について、11月から12月末までの期間、新たに一部負担金等の徴収の猶予を実施する予定はございますか。

①実施する ②実施しない ③検討中

回答	
----	--

【必ずお読みください】

- ・問2から問4の回答で①を選択された共済組合につきましては、今回の令和2年7月豪雨により被災した組合員及び被扶養者が医療機関にかかった際に混乱を招かないよう、全国の保険医療機関に対して事務連絡等で一部負担金等の徴収の猶予の対象となる医療保険者として周知させていただくことも予定しております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・問2から問4の回答で③を選択された共済組合は、方針決定後、速やかにご連絡ください。